他都市の地域自治組織等の状況について

市町村名合併日	H12国勢 調査人口 (人)	根拠法 設置型	定数	選任方法	構成	任 期	報酬·費用弁償	職務·権限等	会議の招集・運営	委員会設置
浜松市 2005/7/1 政守に単治の 政時 政区自 会に 単治 統 定 定 定 定 自 治 定 定 に 単 治 に 定 章 に 単 治 に で き に を き に を き に を き に を き と を き と を き と を と を と を と を と を と を	786,306	地方自治法 第202条の4 第1項 12自治区(旧 市町村単位)		当該区域内に住所を 有するものから市長が 選任	構成員は,構成員以外の地域自治区の住民(第三者機関)が推薦した者の中から市長が任命する。 第三者機関が,構成員の推薦を行う場合は,必ず公募を行わなければならない。 第三者機関の委員は,市長が委嘱する。 合併時の候補者の推薦は,旧市町村長が行う。	3年 3期まで再任でき る	報酬はなし 地域経議に関 る会議のでは に間 で で で を を を を を を を を を を を を を を を を	諮問事項 ・新市建設計画の変更 ・新市建設計画の教行状況(定期的) ・各種基本構想,基本計画の策定,変更 ・教育に関する事項 ・総合事務所又は地域自治センターにおける行政経営に関する事項 ・予算編成,条例の制定改廃,規制地域の指定その他重要な案件の決定など 理議、要望事項 ・新市建設計画の執行状況(臨時的) ・市民提案,陳情,要望等への副申 ・予算編成の際の事業等 ・公共施設の設置,管理宣等 ・地域完結型行政サービスのための権限,事務移譲の要請 市民協働(まちづくり)に関する事項 ・住民及び諸団体等の多様な意見の調整 ・住民と行政の協働に関することの全般的な事項 ・自治会等地域住民組織,まちづくり団体等との連絡調整 ・地域イベントの開催支援	・開催は構成員の干数以上の山席 が必要 -	事務の一部について審議させるため,議決により委員会を置くことができる。
川崎市 (試行実施) 一	1,249,905	改正地より 改正により 政とのらい でい協議を でい協議を でいる が高い でのに がのに がのに がのに がのに がのに がのに がのに が	1.アハス	区内に住所を有するも のの中から,市長が任 命する	町内会・自治会等の地域を代表するもの 活動分野別の区民代表 公募による区民代表 市会議員 , 県会議員等	4年以内 具体的には条例 で定める	別途検討	次の事項について、審議し意見を述べる ・区政方針の策定に関すること ・区に関する話計画に関すること ・区に関する話計画に関すること ・区の主要事業(まちづくり等)の推進に関すること ・区予算(「魅力ある区づくり推進事業費」を含む。)に関すること ・市民活動の支援に関すること	なし	まちづくりや福祉等の 分野に応じて分科会を 設けることができる
豊田市 2005/4/1	395,224	地方自治法 第202条の4 第1項 (2005.10.1施 行を予定)	20人以内	・住民の意見に基づいて市長が地域自治区の住民の中から選任。また、公募委員も合わせて選任。・選任にあたり、年齢構成・男女比率・地域性にも配慮する。	・公共的団体が推薦する者 ・識見を有する者 ・公募による者	2年 再任有(1回)	報酬なし (合併町村部 は一定期間特例 有) 旅費相当額は支 給	意見聴取事項 ・市が策定する基本構想のうちその区域に係る事項 ・その区域の住民の生活,地域のあり方等に大きな影響を及ぼす事項 ・地域自治区の統合及び分割に係る事項	・会長が招集 ・招集は委員の4分の1以上の者からの請求があった場合 ・委員の半数以上の出席により開催 ・議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。	分科会設置可
出雲市 2005/3/22	146,960	地方自治法 第202条の4 第1項	概ね20人で組織	それぞれの地域自治 区の区域内に住所を 有する者で,公共的団 体が推薦するもの又は 識見を有するもののう ちから,市長が選任	最初に選任する委員は,合併前の各市町が推薦し たものを選任	2年 再任有	報酬無	地域協議会が審議等できる事項 ・支所が所掌する事務に関する事項 ・市が処理する当該地域自治区の区域に係る事務に関する事項 ・当該地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項 市長が地域協議会に意見聴取を必要とする事項 ・公の施設の設置及び廃止並びに管理のあり方に関する事項 ・基本構想等(新市建設計画を含む。)に係る重要事項	・招集は委員の4分の1以上の者からの請求があった場合 ・開催は委員の半数以上の出席が必要 ・採決は出席委員の過半数で決し,可否同数の場合は議長が決する。	

市町村名合併日	H12国勢 調査人口 (人)	根拠法 設置型	定数	選任方法	構 成	任 期	報酬·費用弁償	職務·権限等	会議の招集・運営	委員会設置
岐阜市 2006/1/1 合併予定	445.005	合併特例法 旧市町村単 位	20人以内	なし	なし	2年 再任有	報酬有 (別途定める)	地域協議会が審議等できる事項 ・地域自治区の事務所が所管する事務に関する事項 ・地域自治区の事務所が所管する事務に関する事項 ・前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項 ・市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項 ・市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項 ・市の基本構想の策定及び変更に関する事項 ・各種地域計画の策定及び変更に関する事項 ・地域振興のための基金の活用に関する事項	・会長が招集 ・委員の半数以上の出席により開催 ・議事は出席委員の過半数で決し,可否同数のときは,議長が決する。	なし
上越市 2005/1/1	211,870	合併特例法 旧市町村単 位	定数12~18人	選任投票を実施(準公 選)	なし 資格要件: (1)委員を選任しようとする地域協議会が置かれている地域自治区の区域内に住所を有する者 (2)公職選挙法に基づき本市の議会の議員の候補者となることができる者	4年 ただし, 当初 H 20.4.28までとする (再任有)	日当なし (交通費として一 律1,200円を支 給)	地域協議会が審議等できる事項 ・地域自治区の事務所が所管する事務に関する事項 ・前号に掲げるもののほか,市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項 ・市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項 ・市長が地域協議会に意見聴取を必要とする事項 ・地域自治区の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項 ・地域自治区の区域内の重要な公の施設の管理のあり方に関する事項 ・市が策定する基本構想等のうち,地域自治区の区域に係る重要事項	・会長が招集 ・委員の半数以上の出席により開催 ・議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。	なし
柏崎市 2005/5/1	97,896	合併特例法 旧市町村単 位	定員:20人以内 現状:20人	合併前に各首長より推 薦のあった者をそのま ま市長が任命	·旧高柳町 自治会代表5名 地域活性化分野5名 地区推 薦8名 公募委員2名 ·旧西山町 区長協議会代表6名 公共的団体代表(体育団 体,消防,社会福祉協議会,社会教育委員,農協,商工団体等)10名 公募委員4名	2年 再任有 限度規定なし	日当6,400円	地域協議会が審議等できる事項 ・地域自治区の事務所が所管する事務に関する事項 ・前号に掲げるもののほか,市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項 ・市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項 市長が地域協議会に意見聴取を必要とする事項 ・建設計画の変更に関する事項 ・市の基本構想の策定及び変更に関する事項 ・各種地域計画の策定及び変更に関する事項 ・公の施設の設置,廃止及び管理運営に関する事項 ・地域自治区の区域内に住所を有する者の行為等が規制される地域の指定に関する事項 市長その他の市の機関は,前2項の規定による意見を勘案し,必要があると認めるときは,適切な措置を講じなければならない。	・会長が招集 ・委員の半数以上の出席により開催 ・議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。	なし
新潟市 地域審議会 2005/3/21	779,483	合併特例法 旧市町村単 位	定員:30人以内 現状:15~30人	所管区域に住所を有する者で、1.公共的団体等を代表する者、2.学識経験者、3.公募により選任された者のうちから市長が委嘱(手続き上は、合併前に各旧市町村で選任し、合併後、市長が委嘱)	1.公共的団体等を代表する者 2.学識経験者 3.公募により選任された者	2年	報酬: 1日13,000 円	・所管区域のまちづくり計画の策定及び変更に関する事項 ・その他市長が必要と認める事項	・会長が招集 ・委員の半数以上の出席により開催 は・議事は出席委員の過半数で決し,可否同数のときは,議長が決する。	なし